十一　財務省
十二　国税庁
十三　文部科学省
十四　厚生労働省
十五　検疫所
十六　農林水産省
十七　植物防疫所
十八　那覇植物防疫事務所
十九　動物検疫所
二十　動物医薬品検査所
二十一　経済産業省
二十二　資源エネルギー庁
二十三　中小企業庁
二十四　国土交通省
二十五　気象庁
二十六　海上保安庁
二十七　環境省
二十八　防衛省
二十九　防衛装備庁
（指定地方行政機関）

第四条　法第二条第七号の政令で定める国の地方行政機関は、次に掲げる機関とする。

一　沖縄総合事務局
二　管区警察局
三　東京都警察情報通信部
四　北海道警察情報通信部
五　財務局
六　福岡財務支局
七　税関
八　沖縄地区税関
九　国税局
十　沖縄国税事務所
十一　地方農政局
十二　北海道農政事務所
十三　経済産業局
十四　地方整備局
十五　北海道開発局
十六　地方運輸局
十七　地方航空局
十八　航空交通管制部
十九　管区気象台
二十　沖縄気象台
二十一　管区海上保安本部
二十二　地方環境事務所
二十三　地方防衛局

附　則

この政令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項第一号、第二十九条の四の二第九項、第二十九条の四の三第三項及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十二第一号中「なる日」の下に「（以下この号において「交付日」という。）」を加え、「経過後三月（外国会社にあつては六月）を超える期間」を「に係る当該発行者である会社の有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）（交付日が当該会社の事業年度開始後六月以内の日である場合にあつては、当該事業年度に係る当該会社の半期報告書（法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）が提出されるまで」に改める。

第十五条の四の二第二項中「第十五条の十の二第一項第二号」を「第十五条の十の二」に改める。

第十五条の十の二第一項中「第二十九条の四の二第九項」の下に「及び第二十九条の四の三第三項」を加え、「次に掲げるもの」を「第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び貸付事業等権利」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十五条の十の三第一号中「一億円」を「五億円」に改め、同条第二号中「五十万円」を「二百万円を超えない範囲内において当該者の財産の状況に応じ内閣府令で定める額」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第二条の十二第一号の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この項において同じ。）又は売付け勧誘等（同法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂